

下関市立大学大学院入学選抜に関する規程

平成 22 年 4 月 28 日

規 程 第 9 号

改正 平成 25 年 12 月 13 日規程第 18 号
平成 27 年 2 月 26 日規程第 19 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 受験資格、試験の実施等（第 5 条－第 7 条）
- 第 3 章 雑則（第 8 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、下関市立大学大学院（以下「大学院」という。）において実施する入学選抜の種類及び手続き等を定めることを目的とする。

（入学選抜の種類別）

第 2 条 大学院において実施する入学選抜は、一般選抜試験、学内選抜試験、派遣社会人特別選抜試験及び交流・協定校特別選抜試験とする。

（募集定員）

第 3 条 前条に定める入学選抜の募集人員は、別に定める。

（募集要項）

第 4 条 第 2 条に規定する入学選抜の募集要項は、別に定める。

第 2 章 受験資格、試験の実施等

（受験資格）

第 5 条 第 2 条に規定する一般選抜試験（以下「一般選抜」という。）の受験資格は、大学院学則第 10 条の規定を満たす者及び当該年度（受験しようとする試験が実施される日を含む年度をいう。以下同じ。）の 3 月 31 日までに同条の規定を満たす者とする。

2 学内選抜試験（以下「学内選抜」という。）の受験資格は、下関市立大学（以下「本学」という。）の経済学部在籍し、当該年度に卒業する見込みである者のうち、次の各号に定める基準を満たす者とする。

(1) 専門演習Ⅱを履修していること。

(2) 当該年度の前年度末までに 110 単位（卒業要件単位数に含まない教職関連の単位を除く。）以上を取得し、そのうち秀又は優と評価された単位が 70

単位以上であること。

- 3 派遣社会人特別選抜試験（以下「社会人選抜」という。）の受験資格は第1項に定めるもののほか、企業又は自治体等の勤務先から推薦を受け、派遣されることが可能な者とする。
- 4 交流・協定校特別選抜試験（以下「交流・協定選抜」という。）の受験資格は、本学と交流・協定を結んだ大学を卒業した者及び当該年度末までに卒業見込みの者のうち、独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験「日本語」若しくは日本語能力試験（1級）を受験した者又は当該年度内受験見込みの者とする。
- 5 第2条に規定する入学選抜を受験しようとする者は、大学院が定める志願票及び出願書類に加え、受験資格を満たすことが判断できる書類を添付しなければならない。
- 6 第2条に規定する入学選抜を受験しようとする者は、公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程に定める額の入学検定料を納めなければならない。

（試験の実施）

第6条 一般選抜、学内選抜、社会人選抜、交流・協定選抜は、年度に1回実施するものとする。ただし、第1次募集で欠員が出た場合（交流・協定選抜は除く。）に限り第2次募集の実施について大学院経済学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の意見を聴いて、学長が決定し、実施する。

- 2 一般選抜の個別学力試験は、論述試験及び口述試験を実施する。ただし、社会人が一般選抜で受験する場合は論述試験に代えて小論文試験を実施するものとする。
- 3 学内選抜及び社会人選抜の個別学力試験は、口述試験を実施する。
- 4 交流・協定選抜は、個別学力試験を実施しない。
- 5 試験会場は、本学とする。

（合否判定及び配点等）

第7条 一般選抜の教科及び配点については、論述試験（小論文）、口述試験各100点の合計200点とする。学内選抜及び社会人選抜の教科及び配点については、口述試験の100点とする。

- 2 一般選抜、学内選抜及び社会人選抜の合否判定については前項の総合点に加え、出願書類を加えた総合判定により合否を決定し、交流・協定選抜については、出願書類による総合判定により合否を決定する。
- 3 合否については研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日規程第18号）

この規程は、平成26年4月1日から施行し、この規程による改正後の下関市立大学大学院入学選抜に関する規程の規定は、平成27年度入試から適用する。

附 則（平成27年2月26日規程第19号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。